



# 既に消滅時効が完成したはずの借金の督促状が届いたら

法テラス八雲法律事務所 弁護士 是永 克巳

(函館弁護士会所属)



■新年明けましておめでとうございます。本年も法テラスの法律事務所をよろしくお願  
いいたします。函館地方裁判所管内では、3事務所が置かれ、皆様のご利用をお待ち  
しております。

■さて、既に何年も前に消滅時効が完成したはずの借金の督促状が届いた場合には、ど  
うしたらよいでしょうか？この場合、業者から支払えと言われたとしても、その場  
は返答せずに、専門家に相談して下さい。

■なぜ、このような消滅時効が完成したはずの債権の督促状が来るのでしょうか？実  
は、消滅時効が完成しても、それだけでは債権に基づく請求が可能なのです。消滅時  
効は、完成後に、相手方に対して「援用」の意思表示をして、初めて債権消滅の効果が  
生じるのです。ここで、「援用」の意思表示というのは、「私は完成した時効の利益を受け  
ますよ」との意思を明確に相手方に示すことです。

■そして、恐ろしいことに、消滅時効の完成後に、「援用」の意思表示をしないまま、「支払  
います」・「しばらく待つて下さい」・「分割して支払います」などといった、債務が存在  
することを前提とした交渉をしてしまうと、時効援用権の喪失といって、消滅時効の  
「援用」の意思表示ができなくなってしまうのです。

■そこで、このような場合には、まず最初に、文書で消滅時効の「援用」の意思表示をす  
る必要があります。相手方に到達したことが分かる郵便物として送るのが一般的で  
す。文書にするのは、後で意思表示をしたかどうかの争いを防止するためです。

■このように、消滅時効完成による債権消滅の効果を得るためには、非常に慎重な対応  
が求められます。ですから、速やかに法律の専門家に相談して頂きたいのです。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方につ  
いては、3回までの無料法律相談をすることもできます。少しでも気になることがご  
ざいましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」☎050-3383-  
8366」まで相談予約のお電話をお寄せください。

## 八雲警察署からお知らせ

# 北海道警察からの大事なお知らせ

皆様のご理解とご協力を  
よろしくお願い致します

令和6年1月4日(木)から、  
警察署等の「窓口業務の受付時間」が  
変わります。

警察署窓口の 新しい対応時間	▶ 月～金曜日(平日) 9:00～16:30
運転免許試験場等窓口 の新しい対応時間	▶ 月～金曜日(平日) 8:45～16:30

※運転免許試験場等：警察本部運転免許試験課  
中央・厚別優良運転者免許更新センター  
各方面の運転免許試験場

### 対象となる主な手続き(交通・生活安全関係)

- 「運転免許証」の更新・再交付・記載事項変更関係
- 「道路使用許可」・「駐車許可」・「通行許可」関係
- 「自動車保管場所証明」・「安全運転管理者」関係
- 「銃砲刀剣類」・「火薬類」・「風俗営業」関係
- 「警備業」・「古物営業」・「質屋営業」関係

※事件・事故の届出、遺失・拾得の届出等は、これまで  
どおり24時間受付します。(「落とし物」の返還・引  
き渡しを除く。)

- ・詳細については、最寄りの警察署または北海道警察本部  
(交通企画課・保安課)へお問い合わせ下さい。
- ・北海道警察ホームページ(<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp>)でも確認することができます。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110